別紙

第1 適格年金契約の要件に関する事項

改正後	改 正 前
(給付の額の減額)	(給付の額の減額)
1 —26 ·····	1 —26
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)確定給付企業年金法附則第28条第1項((適格退職	(8)確定給付企業年金法附則第 28 条第 1 項((適格退職
年金契約に係る資産の <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u> への移換))	年金契約に係る資産の <u>勤労者退職金共済機構</u> への移換))に規定する…
に規定する <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u> に引き	<u>勤労者退職金共済機構</u> に引き渡す場合
渡す場合	
(注) 1	(注) 1
2	2

第2 特例適格年金契約の要件に関する事項

改正後	改正前
(年金給付水準)	(年金給付水準)
2-3 措令第39条の36第5項又は第12項の規定により特例適格年金契	2-3 措令第39条の36第5項又は第12項の規定により特例適格年金契
約の承認を受けようとする場合において、当該契約の退職年金の給付水	約の承認を受けようとする場合において、当該契約の退職年金の給付水

準が同条第4項第2号((特例適格退職年金契約の退職年金の給付水準)) に規定する「厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に100分の10を乗じて計算した額に相当する水準以上」であるかどうかは、措令第39条の36第18項第2号((特例適格退職年金契約の通常掛金額等))に規定する「通常掛金額等」(以下「通常掛金額等」という。)が同項第3号イ((厚生年金基金水準相当掛金額))に規定する平均標準報酬月額の1,000分の37に相当する金額に100分の10を乗じて計算した金額以上かどうかにより判定するものとする。この場合、特例適格年金契約として承認を受けた後において、当該契約の退職年金の給付水準が引き続き同条第4項第2号の要件を満たしているかどうかは、掛金率が変動する制度変更を行った日において変更後の通常掛金額等を基礎として判定するほか、毎年4月1日において前月の通常掛金額等を基礎として判定するものとする。

(注) この場合の平均標準報酬月額は、判定目前の直近において社会保 険庁が明らかにした3月末における厚生年金保険の被保険者全員の 標準報酬月額の平均額に1.3を乗じて計算した金額によることに留 意する。 準が同条第4項第2号((特例適格退職年金契約の退職年金の給付水準)) に規定する「厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に100分の10を乗じて計算した額に相当する水準以上」であるかどうかは、措令第39条の36第18項第2号((特例適格退職年金契約の通常掛金額等))に規定する「通常掛金額等」(以下「通常掛金額等」という。)が同項第3号イ((厚生年金基金水準相当掛金額))に規定する平均標準報酬月額の1,000分の35に相当する金額に100分の10を乗じて計算した金額以上かどうかにより判定するものとする。この場合、特例適格年金契約として承認を受けた後において、当該契約の退職年金の給付水準が引き続き同条第4項第2号の要件を満たしているかどうかは、掛金率が変動する制度変更を行った日において変更後の通常掛金額等を基礎として判定するほか、毎年4月1日において前月の通常掛金額等を基礎として判定するものとする。

第4 通達の適用時期

改正後	改正前
(経過的取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新 設)
この通達による改正後の取扱いは、平成17年4月1日以後の適格年金	
契約について適用し、同日前の当該契約については、なお従前の例によ	
<u>る。</u>	

第1号様式

改正後	改正前
上記の <u>37/1,000</u> ①	上記の <u>35/1, 000</u> ①

第2号様式

改 正 後	改正前
上記の <u>37/1, 000</u> ①	上記の <u>35/1,000</u> ①

第2号の2様式

改 正 後	改正前
上記の <u>37/1, 000</u> ①	上記の <u>35/1, 000</u> ①

[参考]

改正後	改正前
第 4 号様式の記載要領	第4号様式の記載要領
5	5